平成２４年（フ）第９４号
千葉県銚子市春日町2057番地の17
債務者　高崎　雄二
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第５８号
相模原市中央区小山３丁目１番16号　小山サンハイツ203
債務者　山室　浩志
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２２７号
相模原市南区新磯野４丁目３番４―206号
債務者　奥野　剛弘
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２３１号
相模原市南区相模大野４丁目２番５―1110号
債務者　竹内　　光
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２３７号
相模原市中央区光が丘１丁目１番12号　Ｃ棟
債務者　井上　　博
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２３８号
相模原市緑区町屋３丁目３番22号
債務者　小澤千恵子
1　決定年月日時　平成24年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１７１９号
大阪府松原市東新町１丁目18番８号
債務者　福田　多宏（旧姓名福田昌宏）
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２６４号
大阪府羽曳野市古市５丁目９番13号
債務者　道田　和明
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４９０号
大阪府富田林市富美ケ丘町５番７号
債務者　木下　静雄
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５０１号
大阪府富田林市美山台２番２―403号
債務者　和田　一美
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５４３号
堺市堺区向陵中町４丁４番32号　チボリビル３Ｃ、住民票上の住所大阪市住之江区新北島３丁目７番45―704号
債務者　シュガースタイルこと　牧野　朝香（旧姓齊川）
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５７４号
大阪府羽曳野市西浦４丁目５番20号
債務者　那須京子こと　鄭　　京子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５８６号
堺市南区茶山台２丁１番26―104号
債務者　戎子　英二
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５９６号
堺市堺区三宝町６丁314番地４―501号
債務者　柳田　　泉
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５９９号
大阪府河内長野市南花台３丁目３番19―204号
債務者　内本　勝也
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６０３号
堺市南区城山台３丁１番16―301号
債務者　池治　公一
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６０６号
大阪府富田林市寺池台４丁目１番313―304号
債務者　松山　正男
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６０７号
大阪府富田林市寺池台４丁目１番313―304号
債務者　松山　満子
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係